



ふるさと納税で高山村を応援してください！

「上州高山ふるさと寄附」は、平成20年の開始から現在までに、延べ66件・総額6,845,000円のご寄附をお預かり致しました。

本年度からは、日本最大のふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」をご利用いただくことでインターネットからの申込みや、6月からは同じく「ふるさとチョイス」のサイトからヤフーのクレジットカード決済もご利用いただけるようになります。

●ふるさと納税とは…

自分が生まれ育ったふるさとや、応援したいと思う市町村に寄附を行うと、その年の所得税及び翌年度の個人住民税から控除が受けられる制度です。

●ふるさと納税の仕組みは…

寄附を行うことにより、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附額のうち2,000円を超える額については、概ね個人住民税所得割の2割程度を上限として全額が控除されます。

つまり、寄附を行うことで所得税及び住民税が減税され、あたかも自分の応援したい市町村に納税したのと同じになるものです。

●「上州高山ふるさと寄附」の特典とは…

5,000円以上のご寄附をいただいた方に、高山村内のほぼ全てのお店等でご利用できる「お礼券(金券)」と、「高山村の農産物等(お米・野菜・果物等)の特産品」を合わせてご寄附をいただいた金額の5割相当分、贈呈させていただくものです。

なお、「お礼券」と「特産品」の割合は、ご寄附をしていた方のご希望どおりにさせていただきます。

●高山村のふるさと納税「上州高山ふるさと寄附」の一般的な流れは…

- ①「寄附申込書」の提出(寄附者)
 - ②「納入通知書」或いは「郵便局の振替払込書」の発行(高山村)
 - ③「寄附金」の納付(寄附者)
 - ④「寄附金受領証明書」の発行及び、「お礼券(金券)」並びに「高山村の特産品」の贈呈(高山村)
 - ⑤寄附をした翌年の3月15日までに、「寄附金受領証明書」により確定申告(寄附者)
- ※確定申告を行わない給与所得者等につきましては、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を、ご寄附をしていただいた方のご希望により、高山村が行うことができます。
- ⑥寄附をした年の「所得税の還付」及び、寄附をした年の翌年度の「個人住民税の軽減」により税金の軽減(寄附者)

●なお、本年度からインターネットをご利用いただくことも出来ます。

詳細につきましては、高山村役場(総務課) ☎0279-63-2111(内線11)へお問い合わせください。

高校生の保護者の皆様へ ～高校生等就学費補助金について～

高山村では高等学校等(高等専門学校・専修学校・特別支援学校高等部などを含む)へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は忘れずに申請してください。

●**対象者** 高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、ともに高山村に住所を有する者

●**期間** 高等学校等を卒業するまでの間(3年間で限度とします。)

●**金額** 月額 5,000円

●**申請手続** 高等学校等の在学証明書、住民票(世帯全員)、印鑑を持参のうえ教育委員会に申請してください。

●**申請期限** 平成28年4月28日(木)まで【期限厳守】

●**問い合わせ先** 教育委員会事務局
☎63-3046

就学援助費支給制度(準要保護)について

この制度は、高山村の小・中学校に在学する児童生徒で、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、学用品費・給食費及び修学旅行費等を支給する制度です。該当されると思われる方へは、別途教育委員会から通知をさせていただきますが、通知がない場合でも該当される方は忘れずに申請してください。

●**申請の方法** 「就学援助費支給認定申請書」に「就学援助費振込口座届出書」を添えて教育委員会に申請してください。申請書等は教育委員会にあります。・前年度受給されていた方も、引き続き受給を希望される方は申請が必要になります。

●**申請(認定)の目安** 生活保護世帯に準ずる程度に困窮し、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護を停止又は廃止された者
- イ 村民税の非課税又は減免を受けている者
- ウ 個人事業税の減免を受けている者
- エ 固定資産税の減免を受けている者
- オ 国民年金の掛金の減免を受けている者
- カ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付を受けている者
- ケ 経済的な理由により生活状態が悪いと認められる者

●**申請期限** 平成28年5月31日(火)まで

●**問い合わせ先** 教育委員会事務局 ☎63-3046

国民健康保険税の税率の改正について(お知らせ)

村民の皆様には、日頃より本村国民健康保険の運営に多大なるご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本年3月の定例議会において、次のとおり国民健康保険税の税率改正についてご承認をいただき、平成28年度課税分から適用されることとなりました。

税 率	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割率	5.80% → 6.30%	2.50% → 2.60%	1.50% → 1.90%
均等割額	22,000 円 → 25,000 円	8,000 円 → 9,500 円	7,000 円 → 8,500 円
平等割額	24,000 円 → 28,000 円	9,000 円 → 10,600 円	8,000 円 → 9,500 円

なお、応益割(均等割・平等割)については、従来通り所得に応じて7割・5割・2割の減額措置があり、低所得者への負担の軽減が図られています。

今回の国民健康保険税の改正は、国保会計の健全運営を目的としています。国保加入者の方はもちろんのこと、村民皆様のご理解をお願いいたします。

国民健康保険は、高山村の加入者全体で支え合って運営しています。日頃から定期検診や人間ドックなどを受診し、早期発見・早期治療を心がけるとともに、重複受診等による医療費の増加を避け、国保会計の健全運営にご協力いただきますよう、お願いいたします。

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金について

『一億総活躍社会』の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう給付金支給を実施します。(～該当の方へ申請書を郵送します!～)

【給付金別表】

給付金の名称	対 象 者	給 付 額	問い合わせ先
低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金	平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成 28 年度中に 65 歳以上となる者(昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方)	給付対象者 1 人につき 3 万円(1 回のみ)	住民課福祉係 ☎ 0279-26-7952

※給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。

現時点で、村から給付に関する連絡をすることはありません。給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

給付金に関して、ご自宅や職場などに、村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきた時は、迷わず最寄りの警察署にご相談ください。

※申請書が郵送されましたら、必ず開封し、内容をご確認ください!

平成28年度 村税等の納期について

平成28年度村税等の納期は下記のとおりですので、口座振替の方は納期限前に残高確認を、納付書払いの方は納期限までに納付して下さるようお願いいたします。

また、年度の途中でも口座振替の申し込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課まで連絡してください。

平成28年度村税等納期一覧表

税目等	月別	担当課	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村民税	税務課				1期		2期		3期			4期		
固定資産税	税務課			1期		2期			3期			4期		
軽自動車税	税務課	全期												
国民健康保険税	税務課				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
介護保険料	住民課				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
後期高齢者医療保険料	住民課				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
上下水道使用料	建設課		3・4月分		5・6月分		7・8月分		9・10月分		11・12月分			1・2月分
村営住宅使用料	建設課		毎月											
学校給食費	教育課		毎月											
納期限(振替日)			平成 28 年 5月2日	平成 28 年 5月31日	平成 28 年 6月30日	平成 28 年 8月1日	平成 28 年 8月31日	平成 28 年 9月30日	平成 28 年 10月31日	平成 28 年 11月30日	平成 28 年 12月26日	平成 29 年 1月31日	平成 29 年 2月28日	平成 29 年 3月31日

注意) 給料又は年金等から特別徴収(天引き)される場合はそれぞれの支払月となります。

※不明な点がございましたら、高山村役場各担当課までお問い合わせください。[代表電話 ☎ 63-2111]

平成28年度、平成29年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。平成28・29年度の保険料率は、平成28年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会(平成28年2月19日開催)において可決され、次のとおり決定しました。

●保険料率

区分	平成26・27年度		平成28・29年度
均等割額	43,600円	=	43,600円
所得割率	8.60%		8.60%
限度額	57万円		57万円

●平成28年度相当保険料額の計算方法

「年間保険料額」＝「均等割額(43,600円)」＋
「所得割額((被保険者本人の平成27年中の総所得金額等－33万円)×8.60%)」

*平成28年度4月以降、年度途中に加入する方の保険料額は、月割で計算します。

「年間保険料額」÷12ヵ月×加入月数(100円未満切捨て)

*下表の軽減該当条件に該当する方の年間保険料額は、それぞれの軽減額を差し引いた額となります。

●平成28年度相当保険料額の軽減内容

1. 均等割額の軽減

被保険者本人及び世帯主、被保険者の属する世帯のほかの被保険者の総所得金額等を合計した金額が、次の軽減該当条件に該当する場合は、それぞれの軽減割合に応じて均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減該当条件
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員の各種所得が0円」のとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算します。)
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下のとき
5割軽減(改正)	「基礎控除額(33万円)＋26.5万円×世帯の被保険者数」以下のとき
2割軽減(改正)	「基礎控除額(33万円)＋48万円×世帯の被保険者数」以下のとき

9割軽減額…39,240円 8.5割軽減額…37,060円 5割軽減額…21,800円 2割軽減額…8,720円

2. 所得割額の軽減

軽減割合	軽減該当条件
5割軽減	被保険者本人の総所得金額等－基礎控除額(33万円)が58万円以下のとき

5割軽減…所得割額÷2(1円未満切上げ)

3. 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

軽減割合	軽減該当条件
均等割9割軽減	被保険者の資格を取得する日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった方 ※所得割額は課されません。

均等割9割軽減額(所得割額の負担なし)…39,240円

●保険料率の見直しについて

将来的な超高齢社会の到来とその財政を支える若い世代の人口減少などから、今後も更なる社会保障費の増大が見込まれております。群馬県においても、高齢化による被保険者数の増加や、医療技術の高度化等による医療費の増加のため、何の対策も講じない場合には、平成28・29年度の保険料率は平成26・27年度と比較すると、保険料率が上昇(均等割額46,119円、現行+2,519円・所得割率9.19%、現行+0.59%)となる試算結果となりました。

そこで、群馬県後期高齢者医療広域連合では、平成26・27年度の財政収支上の決算剰余金約25億円を、平成28・29年度の財源に充当し、平成26・27年度と同じ保険料率に据え置くこととしました。

高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも永年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況などにより自己負担額やサービス内容が異なる場合もあります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、ご不明な点は高山村役場住民課福祉係へお問い合わせください。
(平成28年4月現在)

◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

①支給対象者

毎年4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方

- (1) 高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること
- (2) 介護保険法による介護認定の要介護4又は5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所及び入院等の通算日数が100日を超えないものであること

②介護慰労金の額

要介護4の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額30万円以内で、支給月は6月・9月・12月・3月です。

※1回あたりの支給額(要介護4…65,000円/要介護5…75,000円)

◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者

- (1) 高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯
- (2) 生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯

②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者

- (1) 高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯
- (2) 前年所得税非課税の世帯

③対象工事

高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用

④助成率及び助成限度額

助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円

⑤その他の事項

- (1) 高山村重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱による補助金を併せて交付を受けることはできない
- (2) 介護保険制度における居宅介護(支援)住宅改修費とを併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする

◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者及び身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両を購入する場合補助金を支給します。

①支給対象

次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。

- (1) 高山村に在住し住所を有する方
- (2) 次のいずれかに該当する世帯の要介護者及び介護家族
 - ア おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯
 - イ 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障がい者、又は下肢及び体幹重複障がい者のいる世帯

②補助率及び補助限度額

補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の排尿及び排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
- (2) 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3) 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②現物給付の額(1カ月当たり)

- (1) 要介護度1及び2の方 3,000円
- (2) 要介護度3及び5の方 5,000円
- (3) 身体障害者手帳3級以上の方 5,000円
- (4) 療育手帳A判定の方 5,000円

◎寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の介護を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
- (2) 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3) 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②利用券の限度額

1カ月あたり、5,000円(村が指定する業者でのみ使用可能)

◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割引いて販売します。

①対象者 高山村に住所を有する65歳以上の方

②販売価格 通常価格3,000円を2,000円で販売します。

◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

①配食対象者

高山村内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯の方

②配食の方法

昼食を月曜日から金曜日(祝祭日等は除く。)の希望する日にご自宅にお届けします。

③利用料金

1食300円(利用者負担額)

◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

①設置対象者

高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者
- (2) ひとり暮らしの重度身体障がい者
- (3) その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯

②設置費用及び利用料

全額村が負担(村の指定業者が設置)

◎ショートステイ事業

高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、一時的に特別養護老人ホーム又は養護老人ホーム等を利用できます。

①利用対象者

おおむね65歳以上(65歳未満で初老期痴呆に該当する場合も含む。)で、家族の介護を受けている方。ただし、精神保健法、伝染病予防法等の法律の規定に基づいて医療機関で医療を受ける必要があると認められる方は対象となりません。

②利用期間 原則として7日間以内

③利用料 飲食物費相当額

◎温泉割引使用証明書発行事業

温泉事業者のご協力により、満70歳以上の方がふれあいプラザといぶきの湯の使用料を割引いて利用できる割引使用証明書を発行します。(紛失された方は再発行します。)

ふれあいプラザ：通常500円を300円／いぶきの湯：通常300円を200円

◎ぐーちょきシニアパスポート事業(県実施事業)

群馬県では、高齢者の積極的な外出を促すために、協賛店舗に提示すれば割引などの優遇措置が受けられる「ぐーちょきシニアパスポート」の配布を実施しています。

①対象者 県内に住所を有する65歳以上で、配布を希望する方

②配布場所 役場住民課窓口(運転免許証など本人確認ができるものを持参してください)

③サービス内容

協賛店舗によってサービス内容は異なります。協賛店舗とサービス内容の一覧を希望される方には、パスポート配布の際に併せてお渡しします。

※詳しくは役場住民課、もしくは県庁介護高齢課(☎027-226-2576)までお問い合わせください。

高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。住民課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

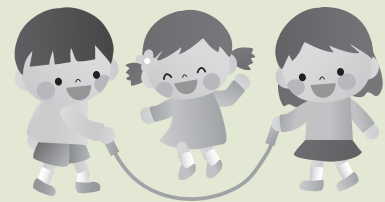
◎児童手当

①支給対象者

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

②支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

③支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書を提出すること(申請)が必要です。申請はお早めをお願いします。

※認定請求に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し
- ・児童手当用所得証明書(必要に応じ)
- ・手当振込先の通帳(請求者名義)



●現況届(毎年6月に提出)

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※現況届に必要な添付書類は認定請求と同様です。

◎出産祝金支給事業

出産を祝し、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。

①支給対象者

- (1) 出産時において本村に住民登録がされていて、引き続き本村に居住しようとする方
- (2) 新生児を出産して養育をする父母

②出産祝金の額

- (1) 第1子及び第2子は200,000円
- (2) 第3子以降は300,000円



◎乳児おむつ等購入費助成事業

乳児を扶養し、養育する保護者の経済的負担の軽減と福祉の向上及び少子化対策に寄与するため、乳児が必要とするおむつ等の購入費を助成します。

①支給対象者

高山村内に居住する満1歳に満たない者(乳児)を扶養し、高山村内に住所を有する保護者

②助成金の限度額

乳児1人につき月額3,000円(申請の際、領収証を持参してください。)

◎保育所運営事業

保育に欠ける幼児を保育するため、保育所を設置・運営します。

階層区分及び定義 (入所申込時)		保育料(月額) 円		
		3歳未満	3歳以上	延長する場合
第1	生活保護法による被保護対象者(単給対象者を含む)	0	0	0
第2	住民税非課税対象者	5,000	2,000	1,000
第3	住民税課税対象者	均等割のみ	4,000	2,000
第4		64,000円未満	7,000	3,000
第5		64,000円以上 160,000円未満	12,000	4,000
第6		160,000円以上 408,000円未満	13,000	5,000
第7		408,000円以上	16,000	6,000

1 階層を区分する定義の住民税は、幼児保護者の都道府県市町村民税合計額とする。

2 世帯第2子以降の児童を保育所へ入所させる場合、次の軽減措置を行う。

(1) 幼児数は、年齢の高い順から数える

(2) 世帯第2子の児童 2分の1

(3) 世帯第3子以降の児童 10分の10

3 3歳未満の入所幼児については、3,000円を限度として、同一階層の3歳以上児保育料と同額まで、その保育料を軽減する。

4 幼稚園児で朝のみ利用する場合は、課税区分なく1ヵ月2,500円とする。

5 一時預かりの場合は、課税区分にかかわらず3歳未満児日額1,000円、3歳以上児日額500円とする。利用日数は月14日以内とする。

6 上記2及び3の軽減は、4及び5には適用しない。

◎児童館(学童保育)運営事業

昼間保護者等がいない家庭の小学校児童の健全育成対策の充実を図るため、児童館を設置・運営します。
(本年度から対象児童は、1年生から6年生までとなりました。)

利用料は無料ですが、おやつ代は保護者の負担となります。

◎子育てサロン

民生委員・児童委員さんによる子育てサロンが毎月第2水曜日の午前10時30分から保健福祉センター内の児童館で開催されます。参加費は無料で楽しい遊具で遊んだり、新しいお友達作りの場としてご利用ください。(※会場の都合により日程が変更となる場合があります。)

◎子育て支援センター

交流施設 なごみにおいて毎週火・木・土曜日に子育て支援センターが開設されます。同世代のお子さんをもつお母さん達でお気軽にご利用ください。

・ご希望があれば食改推の方が昼食を用意していただきます。(1食100円)

・隔週で木曜日は手作りのおやつを用意してお待ちしています。(1食100円)

◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適當であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

・虐待かと思われる事 ・育児での悩み事 ・その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

◎各種保健事業

保健センターにおいて、胎児期を含めたお子さんの健康を守り健やかな成長のための各種健康診査、いろいろな病気からお子さんを守る予防接種、安心して育児にのぞめるよう支援する相談、教室を実施しています。

ことばが遅い、発達が気になる等の心配があるお子さんは専門家による相談や教室が受けられますのでご相談ください。

他に、赤ちゃんが欲しい人が特定不妊治療を受けた場合の治療費や高校3年生までの者のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しています。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

- 高山村役場住民課 ☎63-2111
- 高山村保健福祉センター ☎63-1311
- 高山村保育所・児童館 ☎63-2812
- 児童相談所 ☎0570-064-000

人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ補助額等が異なりますが、一人でも多くの方が受診され病気の早期発見・早期治療に役立て健康維持の一助にして頂ければと思います。

< 補 助 制 度 の 概 要 >

1 社会保険加入者

- ・対象者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 10,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口 to 保険証・領収書・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 会社等で補助がある場合は補助額が確認できる書類を持参ください。

2 国民健康保険加入者（一般・退職）

- ・対象者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、又は加入すると認められる者で国保税を完納している世帯に属する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 30,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口 to 領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。

- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施している特定健診(集団健診・個別健診)を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

3 後期高齢者医療加入者

- ・対象者 群馬県後期高齢者医療被保険者で本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 20,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口 to 保険証・領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、申請期間は4月から翌年1月末日までをお願いします。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

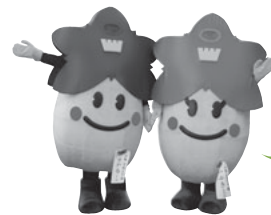
《お問い合わせ先》 役場住民課(☎63-2111)

高山村交通安全標語・作品募集中

～普段の生活の中で感じる交通ルールを村の特徴を生かした交通安全標語にしてみませんか？～

- 応募テーマ**
 - 子どもや高齢者の事故防止
 - 飲酒運転の根絶
 - 出会い頭事故防止や追突事故防止
 - その他交通安全に関するもの
 - 歩行者や自転車の事故防止
 - 夕暮れ時や夜間の事故防止
 - シートベルト・チャイルドシートの着用
- 応募資格**
 - 村内に在住している人
 - 村内に通勤又は通学している人
- 応募区分**
 - 高齢者の部(平成28年3月31日現在65歳以上の人)
 - 子どもの部(小学生又は中学生)
 - 一般の部(高齢者の部・子どもの部以外の人)

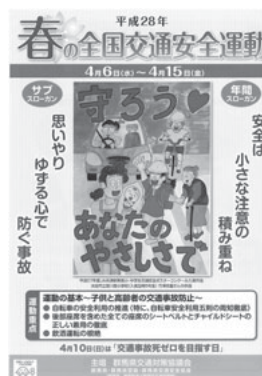
※優秀作品は、平成28年度生涯学習・社会福祉推進大会に於いて表彰及び村内広告看板に掲示させていただきます。



優秀な作品には
賞品をプレゼント！
応募用紙は村HPで
ダウンロードして
いただくか
役場総務課に
あります。
みなさんの応募を
お待ちしております。

●**募集期間** 平成28年4月30日(土)まで 詳しくは役場総務課までお問い合わせください。

4月10日(日)は全国の
「交通事故死ゼロを目指す日」
当日、高山村でも道の駅「中山盆地」で吾妻地区交通安全推進本部による交通安全キャンペーンが行われます。交通安全パン(あんパン)やチラシを配布しますので、是非お越しください。



子どもと高齢者の交通事故防止
4月は入学シーズンを迎え、車の動きが活発に変化します。運転者は子どもや高齢者の安全を守る運転をお願いします。家庭・地域では子どもや高齢者が出掛ける際には自動車等に注意するよう声掛けをしましょう。

平成28年「春の全国交通安全運動」が実施されます

村営住宅戸室第二団地 入居者募集のご案内

平成21年度に建設をした村営住宅戸室第二団地の入居者の募集を行います。

●入居資格

- ①現在、小学生以下(小学生を含む)の子を扶養されている方
- ②入居を希望する世帯の総収入が概ね300万円以上ある方
- ③暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に規定する暴力団員でない方
- ④自治体に対して税金及び使用料等を滞納していない方
- ⑤太陽光発電のデータを村に提供できる方
- ⑥連帯保証人を2名以上つけることができる方
- 家賃** 1カ月 48,000円(太陽光発電設備を含む)
- 敷金** 家賃の3カ月分 144,000円
- 申込期間** 平成28年4月4日(月)～18日(月)(土・日は除きます)
- 申込方法** 役場建設課において、申請用紙に記入
- 持参するもの** 世帯全員の所得証明書及び印鑑(認印可)
- その他** 不明な点は、役場建設課住宅係までお問い合わせください。

●お問い合わせ先

☎0279・63・2111

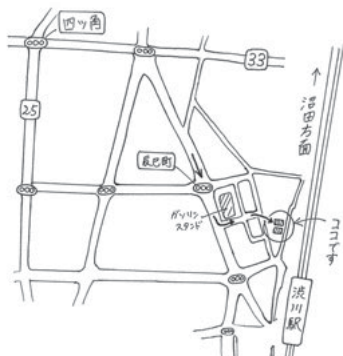
山火事防止について

陽気が暖かくなり、連休にかけて行楽や入山者等、山野で人が活動することが多くなることかと思えます。

林野火災の出火原因としては、たばこや火の不始末など人的要因によることが多く、火気を取り扱う際には必ず消火を確認してください。

また、家庭においても燃えやすい物を火の近くにおかない等、予防消防に努めましょう。

万一、火災を発見した場合は、局番なしの119番へ、何が燃えているか・発生している場所・通報者の氏名を伝えてください。



渋川駅の近くに無料駐車場をご用意いたしました

本年度より渋川駅から徒歩2分の場所に無料の村民用駐車場を2台分をご用意いたしました。

JR 高速バスをご利用されますと、渋川駅と東京の新宿までの間をインターネット予約の最安値の場合には片道1,850円で、約2時間20分で行き来することが出来ます。ご利用方法は、上毛高原駅の駐車場と同じで、事前に住民課の窓口で予約をしていただきます。

是非ご利用いただきますようご案内いたします。

十二ヶ岳 カタクリ登山 参加者募集

うらかな春の陽気の下、美しいカタクリの群生地を観察に十二ヶ岳へ行きませんか？ガイドボランティアが皆様をご案内します！

●開催日 平成28年 4月23日(土)

●場所 高山村三並山幹線林道十二ヶ岳

●集合 午前9時

●持ち物 道の駅「中山盆地」の登山の服装、飲み物、昼食

●参加費 無料

●募集人数 先着30名(定員になり次第締切ります)

※保険は各自ご加入ください。

※一部登山道がある為、体力に合わせてご参加ください。

《お問い合わせ》高山村ガイドボランティア事務局(役場地域振興課) ☎0279・63・2111

人口と世帯数 (3月1日現在)

人口	3,774人	(-15)
男	1,856人	(-8)
女	1,918人	(-7)
世帯数	1,328世帯	(0)

※()内は、前月との比較

納税等

★印が4月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上・下水道使用料
4月			★				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				●	●	●	
3月				●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費